

NEWS LINE

証券会社関連の動向 01
証券関連業務に関する行政の動き 01

JIPs LINER

紙資料や書類を全てデジタル化してコスト削減や
データ活用を実現しませんか? 02

PICK UP TOPICS ー証券トレンドー

暗号資産の現状について
～資金決済法改正や米国における規制緩和動向など 04

JIPs FOCUS

高齢者の投資について
～注目される政策や金融機関の取り組みなど 05

NEWS LINE | ビジネスニュース

◆ 証券会社関連の動向

**国債
リバ** 野村證券は、国債リパッケージローンを取り
止め(7/3)

—地方銀行などが、実質的に時価評価の対象外となる融資
として国債投資に活用していたが、金融庁が監督を強化へ

**売出し
増加** 上場会社の2025年上半年期株式売出しが1.1
兆円と前年同期比92%増加(7/3)

—持ち合い解消を背景に政策保有株の売却が進む。
流通株式比率を高める目的も増加

**デジタル
証券信託** 三井物産デジタル・アセットマネジメントと三
井住友信託銀行は、デジタル証券の業務に特
化した信託会社を新設(7/3)

—デジタル証券の裏付け資産を受託し、ブロックチェー
ン上でトークンとして取引する受益証券を発行

**協会
合併** 投資信託協会と日本投資顧問業協会は、
2026年4月に合併することを公表(7/1)

—名称は資産運用業協会で、新協会の加盟会員数は
約900社、運用資産は1000兆円となる

**電力
先物** 日産証券は、欧州エネルギー取引所で日本の
電力先物直接取引参加者資格を取得(7/1)

—国内企業の資格取得は岡地に次いで2社目

**暗号資産
関連投資** アセットマネジメントOneは、暗号資産関連の
株式に投資先を絞った投資信託を組成(6/27)

—米ヴォヤ・インベストメント・マネジメントと組んで、交
換所の運営企業など30～60社に投資

**ESG債
市場** 札幌証券取引所は、ESG債に限った機関投
資家向け市場を開設へ(6/21)

—国内で初めてESG債に絞った市場開設を行い、GX
関連資金を呼び込む

◆ 証券関連業務に関する行政の動き

・インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正
取引状況(7/7)

—6月の状況は以下のとおり

対象証券会社数 : 7社

不正アクセス数 : 1,537件

(1月から6月までの累計12,758件)

売買金額 : 約381億円(同期間累計約5,710億円)

・令和6年金融商品取引法等改正(2026年5月施行)
に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメン
トの結果等について(7/4)

—公開買付制度について

✓公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

✓形式的特別関係者の範囲の見直し

✓公開買付手続の柔軟化

✓公開買付届出書等の記載事項の明確化等

—大量保有報告制度について

✓現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に関す
る規定の整備

✓みなし共同保有者の範囲の見直しなど

・リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位
の業務運営に関するモニタリング結果(7/1)

—顧客本位の業務運営の確保に向けて経営陣に期待す
ること(金融商品販売に関するPDCAサイクル活用など

・ステーブルコインの健全な発展に向けた分析調査研
究報告書の公表(6/30)

—デロイトトーマツコンサルティングとの合同研究

・第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会
合 議事次第(6/25)

—諮問事項は、暗号資産を巡る制度のあり方、不公正取引規
制の強化等、企業情報開示のあり方、地域金融力の強化

◆紙資料や書類を全てデジタル化してコスト削減やデータ活用を実現しませんか？

日本電子計算株式会社(以下JIP)BPO事業部が提供する「AI-OCRを活用した書類のデータ化」サービスと、JIPグループ会社であるジップインフォブリッジ社(以下、JIB)が提供する超高速全文検索システム「SAVVY/EWAP」により、各金融機関様の内部に存在する紙資料や書類のデジタルデータ化を実現します。

これにより、各金融機関様における、データを活用した新たな付加価値の創出や、コンプライアンス強化、事務コストの削減をサポートします。

証券業界導入実績多数有り！

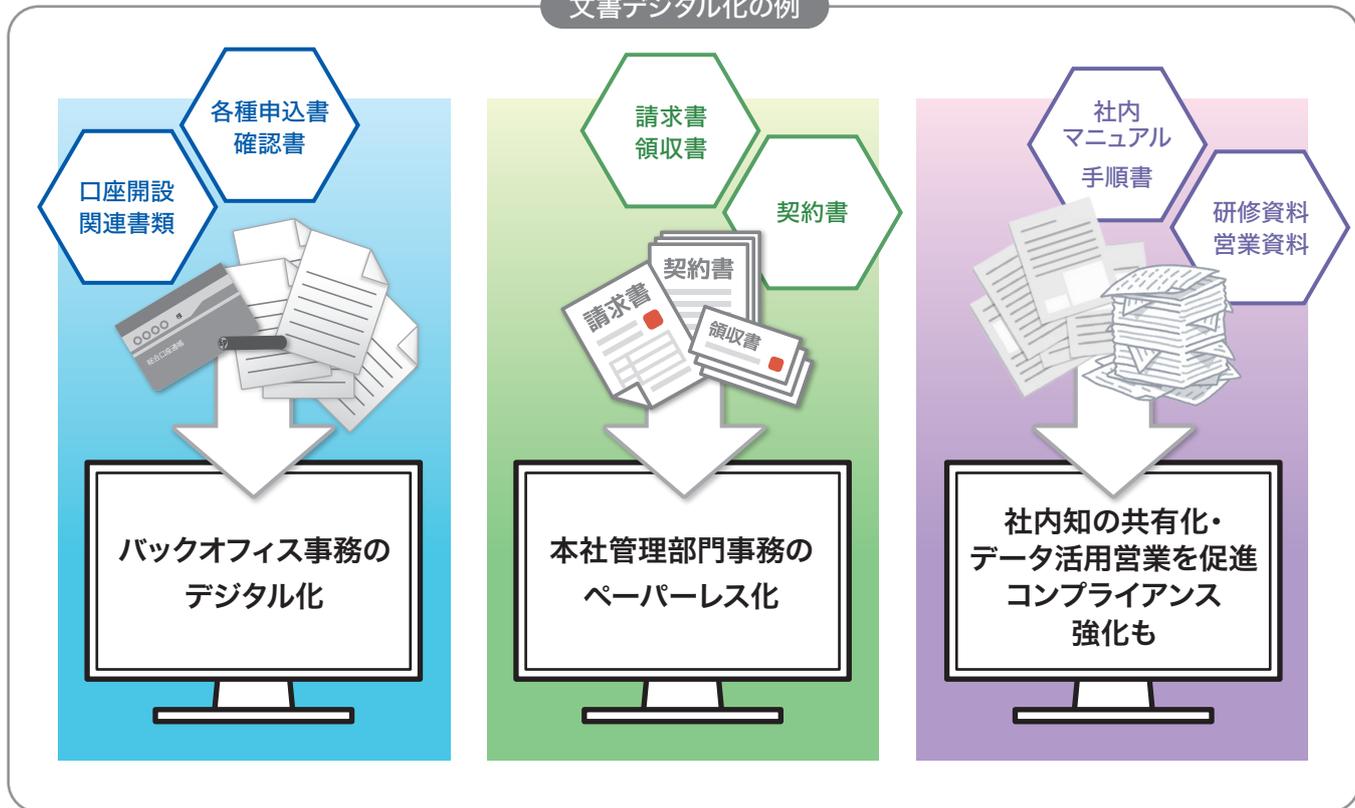


AI-OCRを活用した書類のデータ化 BPO

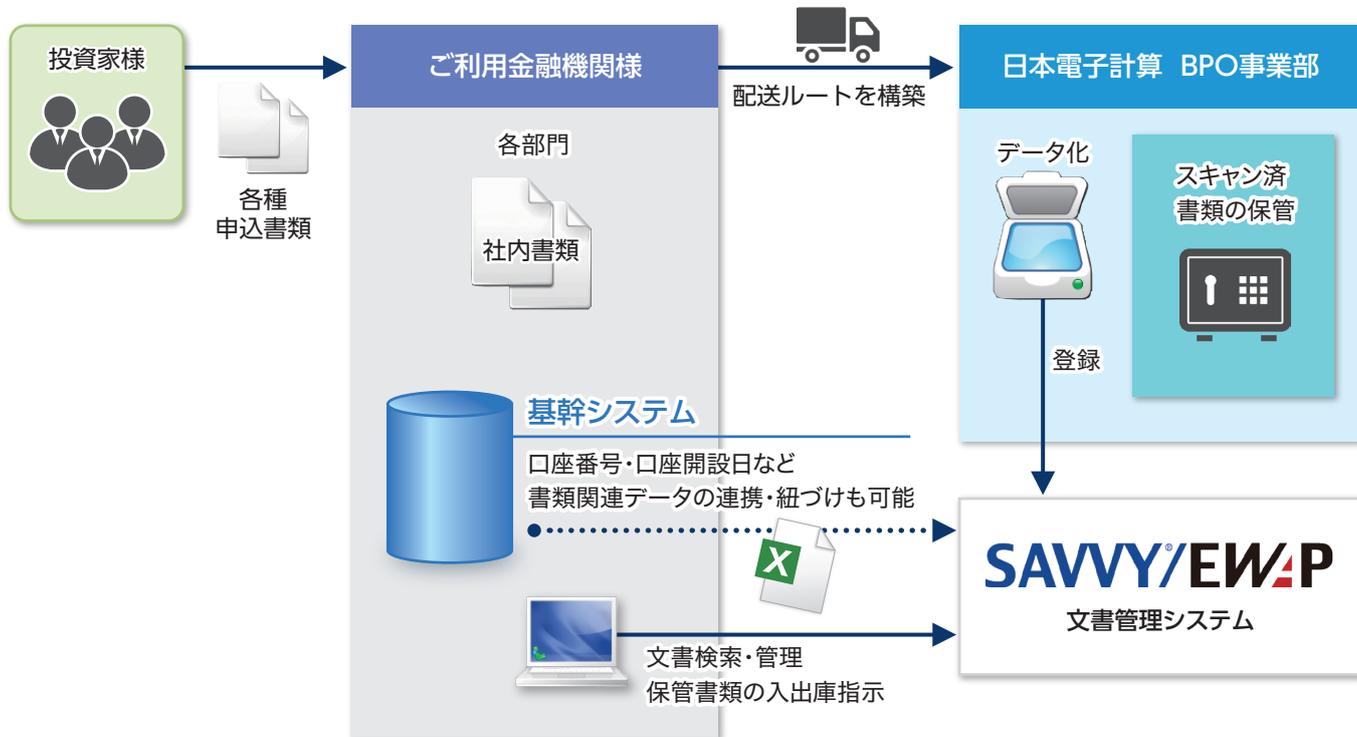
多観点ツリー搭載全文検索システム

- 紙で保管されてる書類や資料を全てデジタルデータへ変換！
- 大量の紙資料が高速検索！ 管理コスト&事務コスト削減に！
- AI-OCRで資料内の記述もテキストデータとして活用可能に！
- 変換作業や導入まで、全てサポートします！

文書デジタル化の例



PDF化から保管まで、文書業務をトータル支援 投資家受領書類から社内書類まで幅広く運用構築可能です



初期の導入効果検証から、実際の運用構築までご支援いたします

導入前～導入後のご支援

1. POC(評価検証)の導入支援
2. 初期データ登録の支援(AI-OCR活用)および登録作業の代行
3. 運用環境の構築の支援
4. 導入後の業務フロー見直し支援にも対応
5. 文書管理システムはご指定の製品にも対応可能

書庫に保管されている手書き文書のデジタル化に向けて、当社がご支援いたします。
まずは、AI-OCRを活用した読み取り精度の評価検証から一緒に進めてみませんか。

当サービスにつきましては、担当営業または下記までお問い合わせください。

JIP 日本電子計算株式会社
BPO事業部 BPOサービス統括部

TEL: 03-3249-0289
メールアドレス: bpo_officialhp@cm.jip.co.jp



◆ 暗号資産の現状について ～ 資金決済法改正や米国における規制緩和動向など

市場全体がトランプ関税に揺れる中で、今年5月下旬にビットコイン(BTC)が1BTCで11万ドルを突破して史上最高値を記録した。過熱感なき高値更新となったが、その後も10万ドル台で比較的堅調に推移している。6月17日現在で、BTC時価総額は約307兆円となり暗号資産全体の64%を占めているが、これはAmazonやAlphabetの時価総額に匹敵する。

暗号資産を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、特に米国の規制緩和動向については注目する必要がある。2024年1月にビットコイン現物ETFが承認され、トランプ政権発足の今年1月には米国証券取引委員会(SEC)の委員長が交代したことを契機に、暗号資産に関して以下の様な規制緩和に関わる大統領令が出された。

- ◇**作業部会の設置**: 米国においては暗号資産に関する体系的な法規制が無いが、ホワイトハウス内に財務長官ら関係機関トップで構成される作業部会を設置し、新たな規制枠組みや暗号資産の国家備蓄制度の創設を検討すること。
- ◇**関連技術の促進**: ブロックチェーンなどの関連技術の促進を支援すること。
- ◇**CBDCの禁止とステーブルコインの支援**: 中央銀行が発行するデジタル通貨(CBDC)を禁止する方針を示すと同時に、民間の金融機関等が取組むステーブルコイン組成を支援し、その発行・管理に関する規制の枠組みを検討すること。このステーブルコインは、米国債などの受け皿として期待されている。
- ◇**国家備蓄制度**: 犯罪組織などから押収した暗号資産を活用した国家備蓄制度の創設を検討すること。
- ◇**推進リーダー**: AI・暗号資産政策の特別顧問として、PayPal元幹部のデービッド・サックス氏を指名。

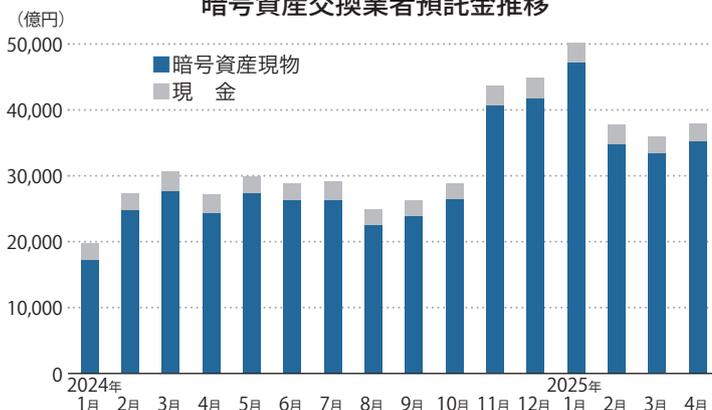
一方、日本における暗号資産に関する制度整備は比較的早めに取り組みされており、先ず改正資金決済法

(2017年4月施行)で仮想通貨への対応が示され、続く2020年5月施行の改正において仮想通貨は暗号資産と定義され、暗号資産交換業に係る制度整備や暗号資産を用いたデリバティブ取引・資金調達取引に関する規制の整備が行われた。

更に、今国会において成立した改正資金決済法により、①暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入②暗号資産等取引に係る仲介業の創設が定められ、公布から1年以内に施行される。①については、証拠金取引は金融商品取引法の対象で顧客資産の保護が行われているが、現物取引のみを扱う業者に対する制度は未整備であったことが背景にある。②については、他の業務を行う事業者(例:ゲーム会社)が暗号資産を利用した事業を行い易い環境を作るもので、金融商品仲介業に準じた制度になっている。創設される暗号資産サービス仲介業は登録制で、特定の暗号資産交換業者に所属する必要がある。また、利用者からの金銭の受託は禁止され、損害賠償責任は所属先の暗号資産交換業者が負う。

2024年は、特に海外においてビットコイン現物ETFへの投資増加を背景に、ある種のオルタナティブ資産として機関投資家の暗号資産投資も増加したが、2025年に入ってから日米とも上場会社による暗号資産投資が注目されている。また、金融庁の「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」(2024年7月)によると国内個人投資家の暗号資産保有率は7.3%を占め、FX取引や社債投資よりも大きくなっている。これらの現状を踏まえ、「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」では、更なる環境整備として①情報開示・提供の充実、②利用者保護・無登録業者への対応、③投資運用やアドバイスに係る不適切行為への対応、④価格形成・取引の公正性の確保などが指摘されており、今後の国内外の規制動向が注目されている。

暗号資産交換業者預託金推移



※日本暗号資産等取引業協会の統計資料より

更なる環境整備の必要性

① 情報開示・提供の充実

そのホワイトペーパーは正確なのか?

② 利用者保護・無登録業者への対応

投資家保護の為に抑止策は?

③ 投資運用やアドバイスに係る不適切行為への対応

適正な運営を確保する必要

④ 価格形成・取引の公正性の確保

不公正取引への対応強化の必要性

◆ 高齢者の投資について ～ 注目される政策や金融機関の取り組みなど

■ 高齢者の投資に関わる論点について

■ 注目されるターゲット・デート・ファンド

■ 高齢者投資に係る制度整備について

■ ウェルビーイングの為の高齢者投資を支えるもの

■ 高齢者の投資に関わる論点について

我が国における高齢化社会の進展に伴い、金融資産の高齢化も認識されるようになってきた。総務省統計局の家計調査等を基に第一生命経済研究所が推計した70歳以上が保有する2023年の金融資産シェアは預金が43%・有価証券47%で、2040年にはそれぞれ49%、52%まで上昇する。また長寿化が進むにつれてライフプランニングにおいても資産寿命延伸の必要性が強まっている。この為、高齢者ができるだけ長い期間において投資を活用していくことが期待されているが、一方では高齢者特有の様々なリスク要因を顕在化させる可能性も指摘されている。

現時点の高齢者投資を巡る主要な論点は以下のとおり。

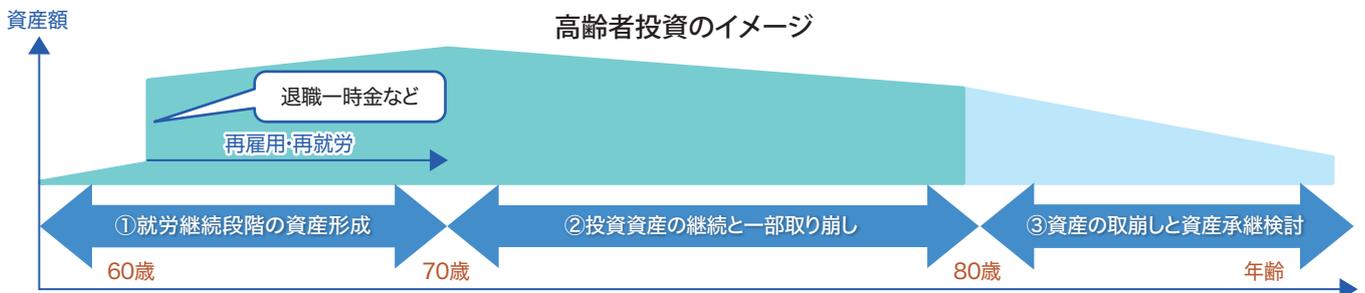
- ◆**リスク許容度の変化と資産運用の課題**: 高齢者自身の収入や資産内容によって投資のリスク許容度は大きく変わる。例えば、退職金や確定拠出年金(DC)の運用満了等のまとまった資金を受領する時期、就労収入が継続する時期、年金収入が主となる時期等でリスク許容度は異なる。加えて個人の健康維持に係るコストや介護の必要性などの支出面の状況を加味した上で、それぞれが可能な時期まで金融資産の投資運用を行うことで資産寿命延伸に取り組むことが必要となっている。
- ◆**資産取り崩しの必然性**: 高齢者の就労終了後は何らかの資産取り崩しが必要になってくるが、資産取り崩しに対しては抵抗感もあり、高齢者は消費活動を制御する傾向が強い。高齢者が安心して豊かな老後生活を送

るためには、可能な範囲で投資による資産寿命延伸を図るとともに、個々が必要とする資産取り崩しを想定したキャッシュ・マネジメントが必要になる。

- ◆**安全で有効な投資環境の整備**: SNSを利用した投資詐欺だけでなく高齢者をターゲットにした金融・投資詐欺も巧妙化している。また、金融商品も多様化しており、社会情勢や投資環境に合わせた高齢者向け金融リテラシーの向上が必要となる。制度として金融経済教育推進機構(J-FLEC)による高齢者向け金融教育の充実や、金融ジェロントロジーの考えを包括した民間金融機関による高齢者投資を支える金融サービスが期待されている。

- ◆**認知機能低下と金融行動への影響**: 大和総研の推計によると、2023年度末時点で認知機能の低下で生活に支障がある者の金融資産は約126.6兆円、軽度の障害がある者では約167.7兆円と試算されており、両者の合計は約294.3兆円に達し、これは家計金融資産全体の1割を超える。さらに、2035年度末には、それぞれ約221.9兆円、約251.8兆円に増加すると予測されており、金融行動への影響が懸念されている。

- ◆**老後生活に密着した資産利用と資産継承**: リバースモーゲージに限らず不動産と投資資産を合わせて資産全体を活用していくことが高齢者にとって理想である。また、相続や寄付などの資産継承を検討するタイミングもライフプランニングの上で重要になっている。



- DCへの一時的拠出を可能とする仕組み
- DC運用期間の延長
- 家族サポート証券口座
- プラチナNISA(今後、検討予定)
- 高齢者向け信託サービス(家族信託・高齢者向けラップサービス等)
- 望まれる高齢者向け金融投資教育と中立的アドバイザー機能

■ 高齢者投資に係る制度整備について

2024年6月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では高齢者投資に係る主な事項として以下が示された。

- ◇私的年金制度の利用拡大:iDeCoの加入可能年齢の引き上げ、拠出限度額及び受給開始年齢の上限引き上げの検討、手続きの簡素化や中小企業が利用しやすい制度の導入の周知など。
- ◇資産形成の支援:NISAの適切な活用、金融業界や金融経済教育推進機構(J-FLEC)と連携し、ライフプランやライフステージに応じた資産形成の支援、中小企業退職金共済制度の普及促進など。
- ◇金融リテラシーの向上:金融商品の適切な選択を促すための教育や認定アドバイザーの普及・支援。
- ◇金融経済活動における支援:認知機能の低下に備えた金融トラブル防止策や、AI技術を活用した経済取引の判断能力のサポート、金融取引における代理制度の活用促進など。

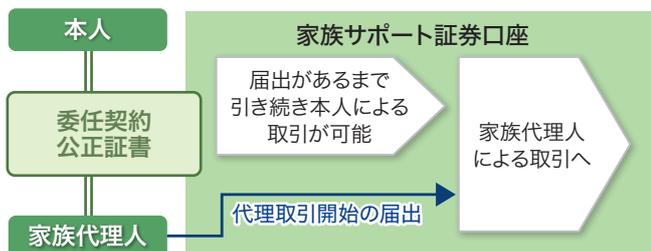
上記を受けて、日本証券業協会は2025年2月に認知判断能力等の低下した顧客への対応として、「家族サポート証券口座」を公表した。本人と配偶者や子供などの間で任意代理契約を利用することによる極力シンプルな仕組みを目指したもので、代理人による代理取引や出金目的を証券会社が確認し、金銭の引出しを本人名義の金融機関口座とすることで、代理人による代理権の濫用を防止する仕組みとなっている。

また、今年度通常国会において成立した改正確定拠出年金法では、iDeCoの加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げ、企業型DC(2022年5月より70歳未満まで引き上げ済み)についてはマッチング拠出額を事業主掛金以下とする規制も撤廃するとした。(公布から3年以内の施行)

判断能力低下等への投資・金融取引対応

	家族サポート証券口座	予約型代理人	家族信託	成年後見制度
必要事項	既存口座で代理人を届出		信託口座を開設し金融商品選択	裁判所に申し立て
公正証書	必要	不要	必要	—
売却・換金	可	可	可	可
買付け	可	不可	可	不可

家族サポート証券口座の概要

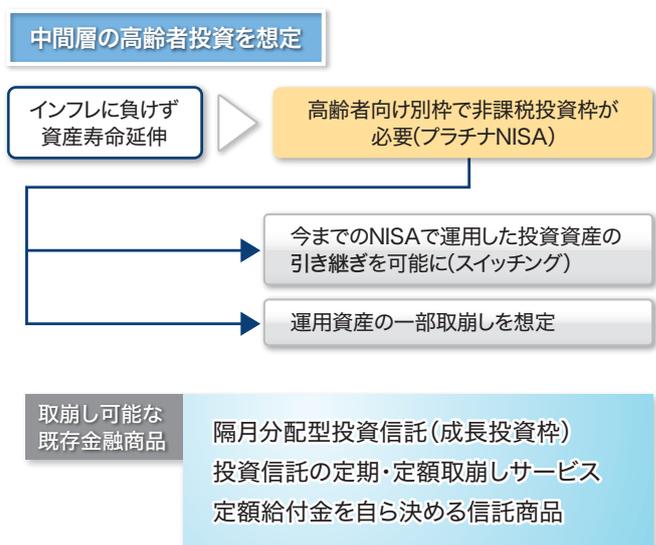


最近、マスコミで話題になっているプラチナNISAについては、4月に自民党議員連盟が公表した「資産運用立国2.0に向けた提言」において、高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備という文脈の中で示されたもので、物価上昇下でも投資のメリットを受けつつ、生涯にわたって計画的に運用資産を活用して生活に充てることのできるよう、高齢者に限定して対象商品の拡大・スイッチング解禁を図るとされている。

さらに4月からは、金融審議会において新NISA導入後の検証が始まっており、今後の制度・運用上の課題・改善点が議論されている。高齢者投資に関しては、英国ISAを参考に、NISAで積立てた資産をよりリスクが低い商品に切り替えることができるよう、NISA口座内のスイッチングについて検討すべきとの意見が出されている。全世代にNISAの効果を及ぼすべきとの考え方もあって、こどもNISA導入も含め早ければ年内に考え方をまとめ、来年度の税制改正要望に取り入れる可能性もある。今までのNISAは資産形成目的であったが、高齢者においては一部資産の取崩しも想定しなければならない。このため、一部のマスコミ報道では毎月分配型投資信託利用の可能性も報じられている。但し、投資信託の中に老後資金のキャッシュ・マネジメント的機能をどの様に取り入れ、分かりやすく投資家に説明するかということが課題になるとと思われる。

なお、高齢者に対する投資商品の勧誘については、2013年12月に日本証券業協会の「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」が定められ、概ね75歳以上の高齢者に対し年齢に応じた投資判断能力等の確認や勧誘商品の限定、アフターフォローなどが求められ、2021年8月からはその強化が図られている。

プラチナNISA検討の背景(2025年6月時点)



■ 注目されるターゲット・デート・ファンド

老後資産形成の為にDC運用や高齢者による投資手段として、ターゲット・デート・ファンド(TDF)が注目されている。このTDFの最大の特徴は、個人の年齢や退職日といった「ターゲット・デート」に合わせて、運用ポートフォリオにおけるリスク配分を自動的に調整する機能にある。例えば、年齢の若い時期は株式などのリスク性資産の配分比率を高く設定し、ターゲット・デートが近づくに従ってリスク性資産の割合を徐々に低下させ、債券などの安定資産の配分比率を引き上げていく機能で、自動的に資産のリバランスが実行される。この調整機能は2パターンあり、ターゲット・デートにアセット・アロケーションの変更を停止し、その後は、債券や短期金融資産に投資するもの(To型ファンド)と、変更停止時点をターゲット・デートから数年後に設定し、その後もリスク調整を継続するもの(Through型ファンド)に分かれている。

TDFの運用資産額は、モーニングスターによると2024年に全世界で4兆ドルを超えており、特に米国においては401K(確定拠出年金)やIRA(個人退職口座)の運用中核を為す投資商品となっている。これは、2006年において成立した年金保護法で、「適格デフォルト商品規則」が導入され、かつ事業主の受託者責任が明確にされたことの影響が大きい。同規則においては、MMFや元利保証商品は長期的な資産形成を目的とするデフォルト商品としては不適切であるとの見解が示され、TDFのようなリスク性資産を含む商品が推奨された。

TDF資産の成長に関するモーニングスターの報告数値によると、2024年末まで過去15年間で年率30%以上の急激な成長を続けているが、大手運用会社への集中も進んでいて、資産シェアではVanguard35.85%(パッシブ運用)、Fidelity 17.95%(パッシブ及びアク

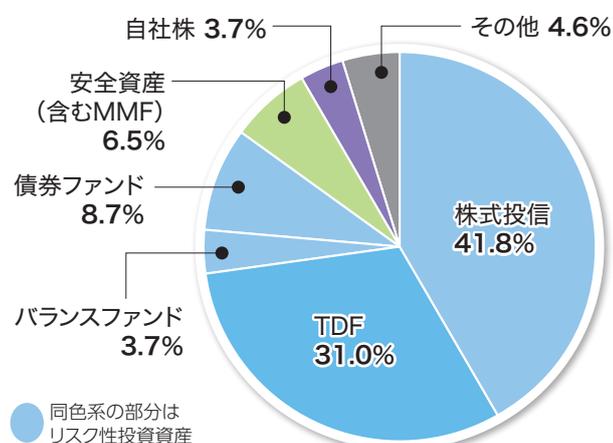
ティブ運用)、American Funds 16.25%と3社で7割を占めている。この成長分野において運用会社各社の競争が激しいこともあって、2015年に0.55%だった資産加重平均の信託報酬は、2024年に0.29%と過去最低を記録した。

日本では2018年の改正確定年金法によって、企業型DCではデフォルト商品を指定する指定運用方式が整備されたものの、加入者自身の運用指図が原則の為、あくまで例外的・一時的なものとして位置づけられている。また、デフォルト商品を企業が指定した場合、企業側の受託者責任を問わないセーフハーバー規程が明確でないことも指摘されている。この結果、米国では87%のプランにおいてTDFがデフォルト商品として設定されているのに対して、日本では10%程度に留まっている。ただし、DC資産全体におけるTDFの比率は増加を続けており4割近くになっている。

老後の資産形成や高齢者投資に適した金融商品としてTDFは評価されているが、その商品性に関しては次のような論点もある。

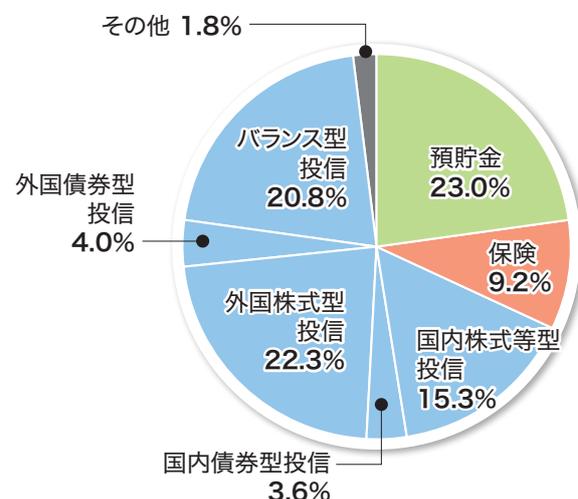
- 株式への配分比率: ターゲット・デート以降は、株式資産がゼロに近づくが、長寿やインフレリスクなどから、株式配分比率はむしろ増やすべきとの一部アナリストの指摘がある。
- 資産の適切な配分: 株式配分の大きさは過度なリスクテイクではないかとの指摘がある。一方、ターゲット・デートに期待する資産額とリスクテイクの関係について、個人に分かりやすく示す必要もある。
- パーソナライズへの配慮: TDFのポートフォリオに対する自動調整機能について、保有資産、収入、教育水準、個人のリスク許容度など、その他の要素も考慮すべきという主張もある。

米国 401 (K) プラン資産配分 (2020年末)



※ 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料2023年6月より作成
但し、企業型DCの運用は、運営管理機関連絡協議会統計資料より直近分に修正

企業型DCの運用 (2024年3月)



■ ウェルビーイングの為に高齢者投資を支えるもの

高齢者のウェルビーイングの為に金融資産寿命延伸を図る投資が理想で、その為には可能な時期まで投資を行うNISAの活用やiDeCoの投資枠拡大など税制優遇の制度整備は、高齢者投資を支えるものとして超高齢化社会を迎えた我が国に適している。

課題となるのは、資産の取り崩し段階に入ったときの投資継続と高齢者の生活に必要な資金確保のバランスであるが、個々の生き方や多様な価値観・健康状況を踏まえて、制度や金融サービスを効率よく活用していくことが重要になる。

また、複雑で多層的な制度や多くの金融サービスの中から、自分のウェルビーイングの為に投資と資産活用ストーリーを組立てていく必要がある。現状を見直してみると、その為には高齢者向け金融教育・投資相談や、必要情報を取得し簡単なシミュレーションを行うための高齢者向けデジタルディバイド解消支援などが望まれる。加えて、高齢化が進む段階で、医療や介護などといった生活・健康支援も必要で、この分野の支援では、地域社会との関係がより密接になっている。

その為には、高齢者投資に関して次のような資産の運用・管理プロセスや機能が必要ではないかと考える。

◇見える化：就労を終えた後の収支を想定して必要な金融資産を形成するための投資と、金融資産の取り崩しなど個人のキャッシュマネージメントを見える化する必要がある、その為には個人の情報や投資商品などの情報を集約したプラットフォームが望まれる。

これは現在の年金ネットに私的年金や金融商品の情報、シミュレーション機能を加えたものだ。イ

メージは欧州などで利用されている年金ダッシュボードで、公的機関による運用が望ましいと考える。

◇長期運用計画の策定：個々の生き方に合わせた資産形成や運用計画を策定することが重要で、これを支援するのは高齢者向け投資サービスを提供する証券会社や金融機関、IFAに加えて、J-FLEC認定アドバイザーなども考えられる。

◇資産取り崩しパターンの想定：個々の生き方・健康状態に合わせた金融資産の取り崩しパターンを想定する必要がある。上記と併せて運用とキャッシュマネージメント機能をもつ既存商品としては、年金商品や信託商品があるが、毎月・隔月分配型投資信託も使い方によっては同様の機能をもっている。

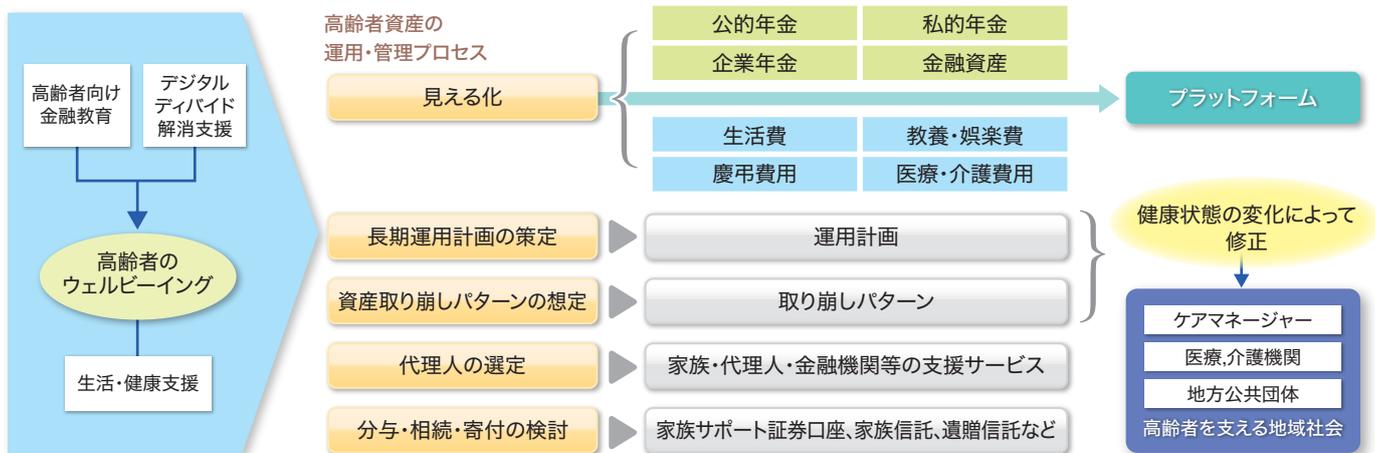
なお、個人の健康状態の変化によっては、これらの運用計画や取り崩しプランの修正が行われることが望ましい。この健康状態判断は、ケアマネージャーや医療・介護施設、地方公共団体など高齢者の生活を支える地域社会との連携が必須となる。

◇代理人の選定：将来の介護や認知症の発症リスクを想定して、金融資産の運用・管理に対して代理人や法的後見人を前提とした金融サービスも増えてきているが、ウェルビーイングを全うするためにも必要だろう。

◇分与・相続・寄付の検討：自分の生き方や地域社会への貢献としての寄付・親族への分与も想定される。

以上のプロセスを円滑にかつ低コストで提供するためには、個人情報を集約し、個々の運用に合わせてリスク分析を行った上で、情報提供を可能とする公的プラットフォームの機能整備が期待される。

高齢者のウェルビーイングの為に望まれる機能や連携イメージ



【編集・発行】日本電子計算株式会社 証券事業部
 URL <https://www.jip.co.jp/> 〒102-8235 東京都千代田区九段南1丁目3番1号
 【お問い合わせ・ご要望】 TEL:03-5210-0153 FAX:03-5210-0221
 E-mail shoken_contact@cm.jip.co.jp

NTT DATA Group

●掲載される情報は日本電子計算(株)(以下JIP)が信頼できると判断した情報源を基にJIPが作成・表示したものです。その内容及び情報の正確性、完全性、適時性について、JIPは保証を行っておらず、また、いかなる責任を持つものでもありません。●本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。●本文およびデータ等の著作権を含む知的財産権はJIPに帰属し、事前にJIPへの書面による承諾を得ることなく本資料および複製物を修正・加工することは固く禁じられています。また、本資料およびその複製物を送信、複製および配布・譲渡することは固く禁じられています。●JIPが提供する証券・金融業界情報、市場情報は、あくまで情報提供を目的としたものです。以上の点をご了承の上、ご利用ください。